

高等職業訓練促進給付金事業

高等職業訓練促進継続給付金事業

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職に有利な資格取得を目指して養成機関で勉強する際に、生活の負担を減らすための給付金を支給します。

受講期間中にお子さんが
20歳を超える方へ

1. 対象者

次のすべてにあてはまる方（終了支援特別給付金は、修業開始時及び終了時に下記を満たす方のみ）

- ① 世田谷区にお住まいで20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
※決定した講座を引き続き受講中にお子さんが20歳を超えた場合も対象
- ② 児童扶養手当の支給を受けているものと同等の所得水準にある方
※申請日時時点で児童扶養手当と同等の所得水準を超えてから1年以内の方も対象
- ③ 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ④ 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
- ⑤ 過去に各事業による給付金を受給していない方
- ⑥ 各事業と趣旨を同じくする給付を受けていない方
※併給不可：職業訓練受講給付金・訓練延長給付金・教育訓練支援給付金など
※併給可能：世田谷区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業

2. 給付金の種類

01 訓練促進給付金

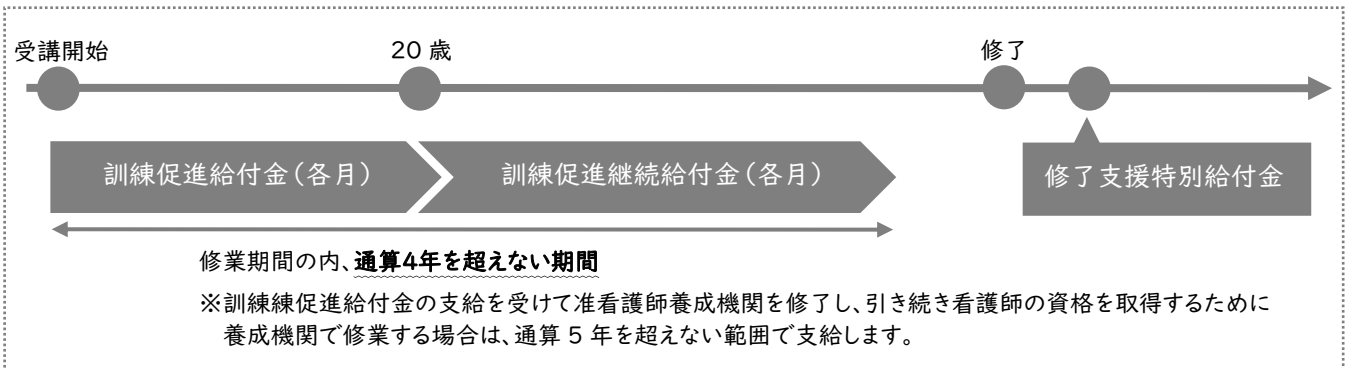
20歳になるまで
以下支給額を毎月支給

02 訓練促進継続給付金

20歳になってから
以下支給額を毎月支給

03 修了支援特別給付金

カリキュラム修了時
以下支給額を1回支給



3. 支給額

給付金種類	給付額	
	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
訓練促進給付金 訓練促進継続給付金	月額100,000円	月額70,500円
	月額140,000円 支給期間の最後の12か月または 支給期間6か月以上12か月以下の場合	月額110,500円 支給期間の最後の12か月または 支給期間6か月以上12か月以下の場合
修了支援特別給付金	50,000円	25,000円

5. 対象資格

看護師や保育士等の国家資格(全ての国家資格ではありません)や特定の民間資格などが対象です。

対象資格(例) 一覧

看護師/准看護師/介護福祉士/保育士/理学療法士/作業療法士/歯科衛生士/社会福祉士/保健師/助産師
美容師/美容師/製菓衛生士/調理師/ LPI 認定資格/シスコシステムズ認定資格 など

※上記(例)以外にも、以下の①～③に該当する場合、対象資格となる場合があります。

インターネット上の「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」で確認ください。

- ①雇用保険制度の**専門実践教育訓練給付**の指定講座を受講するもので訓練期間が**6か月以上**の資格
- ②雇用保険制度の**特定一般教育訓練給付**の指定講座を受講するもので訓練期間が**6か月以上**の資格
- ③雇用保険制度の**一般教育訓練給付**の指定講座を受講するもので訓練期間が**6か月以上かつ情報関係**の資格

6. 流れ



7. 必要書類

支給申請時

訓練促進給付金	訓練促進継続給付金	修了支援特別給付金
①訓練促進給付金支給申請書	①訓練促進継続給付金支給申請書	①終了支援特別給付金支給申請書
② 養育費に関する申告書 ^{※1} ③ マイナンバーに関するカード(個人番号カードまたは通知カード)及び本人確認書類(1点または2点) ※お持ちのマイナンバーに関するカードによって、ご提示いただく本人確認書類の数が異なります。詳しくは申請窓口へお問い合わせください。		
④ 同意書		
⑤児童扶養手当証書の写し ^{※2} *児童扶養手当を受けていない方は住民税課税(非課税)証明書 ^{※3} 及び戸籍謄本(母または父と子の両方。発行1か月以内のもの。) ⑥合格・入校証明書 *在学中の場合は「在学証明書」 *修業する養成機関の長が発行する書類 ⑦事前相談票 *受講する講座のパンフレット等もご持参ください	⑤住民税課税(非課税)証明書 ^{※3} ⑥戸籍謄本 *母または父と子の両方。発行1か月以内のもの ⑦在学証明書 *修業する養成機関の長が発行する書類	⑤住民税課税(非課税)証明書 ^{※3} ⑥戸籍謄本 *母または父と子の両方。発行1か月以内のもの ⑦修了証明書の写し *修業する養成機関の長が発行する書類

※1 訓練促進給付金申請時から変更が無い場合は、提出を省略できます。

※2 4~7月中に申請:前年度の児童扶養手当証明書 8~10月中:当該年度分の住民税課税証明書
11~3月中に申請:当該年度の児童扶養手当証明書

※3 ①児童扶養手当を受けていない(同等の所得水準)人

→4~7月中に申請:前年度の住民税課税証明書 8~3月中に申請:当該年度分の住民税課税証明書

②児童扶養手当と同等の所得水準を超えて1年以内の人

→4~7月中に申請:前々年度分の住民税課税証明書 8~3月中に申請:前年度分の住民税課税証明書

※ 住民票等、必要に応じて、追加で書類の提出をお願いすることがあります。また、公募等で確認できる場合は提出を省略できる場合がございます。

請求時

訓練促進給付金	訓練促進継続給付金	修了支援特別給付金
①訓練促進給付金請求書(当月分)	①訓練促進継続給付金請求書(当月分)	①終了支援特別給付金請求書
②修業状況が分かる書類(前月分) ^{※1}	②修業状況が分かる書類(前月分) ^{※1}	②結果報告書

※1 例:修業状況証明書(養成機関が発行)/修業状況報告書(自己申告)+在籍証明書(養成機関が発行)

※ 必要に応じて、単位取得証明書等の提出をお願いすることがあります。

8. 受給資格等の喪失・変更

受給要件(1ページの「1. 対象となる方」を参照ください)に該当しなくなった、修業状況に変更が生じる場合等は下記届出が必要です。必ずお住まいの地域を管轄する総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

資格喪失届を提出する場合		
ひとり親家庭の親でなくなった(再婚した・子どもを扶養しなくなった時等) 修業を取りやめた / 世田谷区外に転出した		など
資格変更届を提出する場合		
住民税の課税額が変更になった / 同居家族が増えた・減った 区内転居した / 修学先の養成機関が名称を変えた		など
修業状況変更届を提出する場合		
休学した / 留年した		など

9. 留意事項

- 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金は、カリキュラム修業中のみが対象です。
・留年した場合に重複する学年分については、原則支給できません。
・休学中は支給不可ですが、復学した際に支給可能となる場合がございます。
- 訓練促進給付金の申請日時点でお子さんが20歳を超えている場合は、本事業の対象外となります。
- 支給決定後、今年度の所得要件の確認のため、毎年8月頃に所得状況確認調査を実施します。
- 対象資格であるかを区で確認する際に時間を要する場合があります。

10. 相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター

総合支所	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/> 世田谷	世田谷 4-22-33 第2庁舎内	電話 03-5432-2915 / FAX 03-5432-3034
<input type="checkbox"/> 北 沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 03-6804-7525 / FAX 03-6804-9044
<input type="checkbox"/> 玉 川	等々力 3-4-1 玉川総合支所内	電話 03-3702-1189 / FAX 03-3702-1336
<input type="checkbox"/> 砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 03-3482-1344 / FAX 03-6277-9721
<input type="checkbox"/> 烏 山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 03-3326-6155 / FAX 03-3308-3036